

(報道発表資料)



令和 6 年 7 月 2 6 日

京 都 市 保 健 福 祉 局

〔医療衛生センター〕  
電話 075-585-5653

## ウィークリーマンション等と称する違法「民泊」施設に対する指導結果について

令和 6 年 6 月、市民からの通報を受け、本市で調査を行ったところ、ウィークリーマンション等と称して宿泊の募集をしている違法「民泊」に該当する 267 施設を確認しました。この 267 施設に対して指導を行い、その営業については 7 月 18 日時点で全て中止・撤退させました。

これらの施設の営業者は、ウィークリーマンション等は営業許可が必要な旅館業には該当しないと認識していたとのことですが、平成 31 年 2 月 22 日に発出した事務連絡「貸室業と旅館業の範囲について」（別紙）において関係者に周知したとおり、住宅の貸付期間が 1 箇月未満の場合、旅館業に該当します。

なお、不動産関係団体に対して、住宅の貸付期間が 1 箇月未満の場合は旅館業に該当することを改めて周知します。

### 1 指導対象施設

267 施設

※ 全 267 施設について、営業中止・撤退を確認

### 2 実施機関

医療衛生センター宿泊施設適正化担当

### 3 関係ホームページ

(1) 貸室業と旅館業の範囲について

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000248047.html>)

(2) 無許可施設への調査指導状況

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000193/193116/R0606mukyokashidov2.pdf>)